

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	仙 台 市

仙台市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 仙台市経済局農林部農業振興課
所在地 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
電話番号 022-214-8335
FAX番号 022-214-8338
メールアドレス kei008130@city.sendai.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	仙台市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜(ナガイモ、バレイショ)等	被害面積 1, 239. 18a 被害額 13, 176. 9千円
ニホンザル	野菜(キュウリ、ネギ)等	被害面積 1. 00a 被害額 50. 4千円
ツキノワグマ	被害なし(目撃情報のみ)	被害なし
ニホンジカ	被害なし(目撃情報のみ)	被害なし
その他鳥獣類	水稲	被害面積 59. 03a 被害額 627. 5千円

(2)被害の傾向

<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシは、従来生息していた西部地区のほか、市東部に位置する宮城野区まで生息域を拡大しており、生息頭数も増加傾向にある。西部営農地帯においては早春から夏にかけてはナガイモ、バレイショなどの野菜被害、8月以降は水稲の被害が顕著となっている。 さらに、農作物被害にとどまらず、学校の校庭、墓園や民家の敷地内などでの掘り返しも多く発生しており、生活被害も拡大している。 ・ニホンザルについては、追い上げやわなによる捕獲などにより、被害の拡大は防いでいるものの西部の出没地域では依然として被害が常態化している。 ・ツキノワグマについては、西部地区を中心に出没件数が多く、野菜や果樹のほか、養蜂、養鶏、養魚への被害が発生しており、過去には人身被害が発生したこともある。 ・ニホンジカについては少数であるが農業被害報告が寄せられており、今後個体数の増加に伴う被害拡大が危惧される。 ・鳥類について、市内広域で野菜や水稲への被害が発生している。 ・このほか、ニホンカモシカによる大豆被害やハクビシン・アナグマによる野菜被害が発生している。 ・鳥獣による農作物被害の拡大により耕作意欲が減退し、耕作放棄地が増えている。

(3)被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値(令和6年度)	目標値(令和8年度)
イノシシ	被害面積 1, 239. 18a 被害額 13, 176. 9千円	被害面積 867. 43a 被害額 9, 223. 8千円
ニホンザル	被害面積 1. 00a 被害額 50. 4千円	被害面積 0. 70a 被害額 35. 3千円
ツキノワグマ	被害なし	被害なし

ニホンジカ	被害なし	被害なし
-------	------	------

※目標値は現状値の70%

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシについては、仙台市鳥獣被害対策実施隊により箱わな、くくりわな、銃器による捕獲を実施している。 ・ また、併せて狩猟免許を有しない地域の農業者等が箱わなの見まわり等に従事する「地域ぐるみの捕獲対策」による捕獲を実施している。 ・ ニホンザルについては、仙台市鳥獣被害対策実施隊により、箱わなや大型捕獲施設による捕獲を実施している。 ・ ツキノワグマについては、宮城県の許可を受け、仙台市鳥獣被害対策実施隊により箱わなによる捕獲を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシの捕獲頭数の増加により、捕獲後の処分が捕獲従事者の負担となっている。 ・ イノシシの捕獲において、箱わなを警戒し、近づかない個体もでてきている。 ・ ニホンザルの捕獲については、人慣れが一層進み対策が困難化している。 ・ また、一部の奥山の群れが農地に出没したり、群れから離れた小規模の群れや新たな群れも確認される等、依然として、被害地域・遊動域の拡大が懸念される。 ・ イノシシ対策用のくくりわなやニホンザル対策用の箱わなに、ツキノワグマが錯誤捕獲される例が多い。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵の設置については、みやぎ環境交付金や国の事業を活用し、支援を行っている。 ・ 出没状況により花火による追い払いを実施している。 ・ ニホンザルについては、銃器を利用した追い上げ・捕獲を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模防護柵設置地区では、柵に慣れた個体が柵の下を破壊して侵入することが増えており、補修・維持管理が地域の負担となっている。 ・ イノシシ対策用として設置している電気柵については、非常に効果的であるが、設置方法等の不備箇所から農地への侵入が見受けられる。
生息環境その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放任果樹、廃棄野菜及び生活ごみの管理徹底を指導している。 ・ ニホンザルについては、電波発信機を利用した生息状況調査を実施している。 ・ ツキノワグマについては、上記に加え専門家による誘引物等の調査を行い、その結果を踏まえ、林縁部の刈り払いや電気柵の設置等を助言している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニホンザルについて電波発信機の継続的な更新が必要である。 ・ 放任果樹や廃棄野菜等の管理について、市民の自主防除への関心をさらに高める必要がある。 ・ イノシシやツキノワグマ対策として、林縁部の刈り払いなどの啓発を実施しているが、費用負担等の面から進まないことが多い。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシの捕獲については、農家のわな免許取得を推進するとともに、狩猟免許を有しない地域の農業者等が箱わなの見まわり等に従事する「地域ぐるみの捕獲対策」を

推進し、捕獲強化を図る。また、実施隊による捕獲においては、隊員の安全と錯誤捕獲の防止を考慮したうえ、くくりわなによる捕獲を促進する。さらに、捕獲従事者の負担軽減のため、捕獲した個体の処理施設等の設置について検討する。

- ・防護柵の設置については、地域ぐるみの対策が効果的であることから、地域単位の設置を推進する。
- ・大規模防護柵の仕様については、より破壊されにくい形状を検討する。
- ・大規模防護柵の補修・維持管理費用等の補助の実施について、国・県へ働きかけを行っていくほか、資材補助などの市町村の独自支援を図る。
- ・野生鳥獣対策用として設置している電気柵については、農地等へ侵入されないよう正しい設置方法の周知を行う。
- ・ニホンザルについては、群れの位置状況の把握を行いながら、人里に慣れ、山に戻らない群れについて、箱わな、定期パトロールによる捕獲や大型捕獲施設による多頭捕獲、また、地域特性に応じた追い上げ・捕獲を実施するなど、群れの特性に合わせた管理を推進する。
- ・ツキノワグマの錯誤捕獲を防ぐため、わなの形状の変更等による対策を検討し、わな設置者に対し情報提供していく。
- ・導入済みのICT捕獲システム及び出没情報把握のためのGISを継続して使用していくほか、既存システムの追加導入や新規システムの導入を行い、より効果的な被害防除に取り組んでいく。
- ・農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度等の活用により、より効果的・効率的な捕獲活動の実施を図る。
- ・その他の鳥獣対策についても、効果的な自主防除対策と、被害の状況により捕獲を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○仙台市鳥獣被害対策実施隊

宮城県猟友会支部に所属し、各支部長が推薦する者について任命し、対象鳥獣の捕獲に従事する。

くくりわなにかかった大型獣類の止めさしは、捕獲個体を興奮させないように、一定の距離をとり、危険を回避したうえで行う必要があることから、必要に応じてライフル銃を使用する。

ニホンジカについては、イノシシと兼用でくくりわなによる捕獲を行う。

○地域ぐるみの捕獲対策

狩猟免許所持者の指導のもと、狩猟免許を有しない地域の農業者等が箱わなの見まわり等に従事する「地域ぐるみの捕獲対策」による捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ わなの適正数の確保と維持 ・ 安全で確実な捕獲手法の検討ならびに研修 ・ イノシシ捕獲のため農家のわな狩猟免許取得を推進 ・ 地域ぐるみのイノシシ捕獲対策の実施
7	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ わなの適正数の確保と維持 ・ 安全で確実な捕獲手法の検討ならびに研修 ・ イノシシ捕獲のため農家のわな狩猟免許取得を推進 ・ 地域ぐるみのイノシシ捕獲対策の実施
8	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ わなの適正数の確保と維持 ・ 安全で確実な捕獲手法の検討ならびに研修 ・ イノシシ捕獲のため農家のわな狩猟免許取得を推進 ・ 地域ぐるみのイノシシ捕獲対策の実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年、農業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していることに伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備し、捕獲活動を強化した捕獲計画数等を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	6年度	7年度	8年度
イノシシ	900頭	900頭	900頭
ニホンザル	市ニホンザル管理事業実施計画に基づき、適正な捕獲を実施する。		
ツキノワグマ	市独自の捕獲頭数目標は設定せず、「第四期宮城県ツキノワグマ管理計画（計画が次期計画となった場合は次期同計画）」に基づき適正な捕獲を実施する。		
ニホンジカ	市独自の捕獲頭数目標は設定せず、「第三期宮城県ニホンジカ管理計画（計画が次期計画となった場合は次期同計画）」に基づき適正な捕獲を実施する。		

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、ニホンジカは、わなを主体に通年で捕獲を実施する。 ・ニホンザルは、群れの位置情報を把握したうえで、人里に慣れ、山に戻らない群れに対して、箱わなや大型捕獲施設及び銃器により通年で捕獲を実施する。 ・ツキノワグマについては、防除対策と被害状況を勘案し、捕獲の必要性が生じた場合、周辺の住環境等を考慮しながら、箱わなにより捕獲する。また、錯誤捕獲等により緊急を要する場合は、銃器等による捕獲を行う。
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
くくりわなにかかった大型獣類を止めさしする際には、捕獲個体を興奮させないよう一定の距離を取り、1弾でしとめる必要があるが、散弾銃により近距離から発砲することが捕獲個体を興奮させ、危険を伴う場合は、遠距離からの発砲が可能なライフル銃を使用する必要がある。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
仙台市	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	6年度	7年度	8年度
イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	電気柵 箇所数 150か所 延長 75,000m	電気柵 箇所数 150か所 延長 75,000m	電気柵 箇所数 150か所 延長 75,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

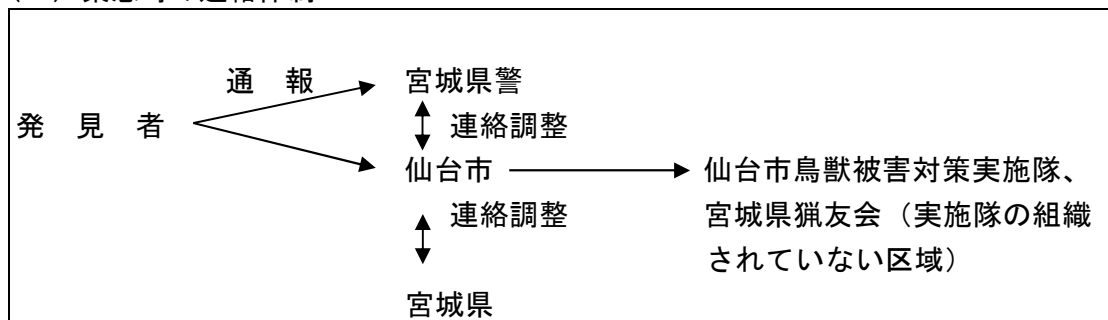
対象鳥獣	整備内容		
	6年度	7年度	8年度
イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止に関する普及啓発(講習会、広報紙、地域説明会等) ・自主防除対策の支援の実施 ・ニホンザル追い上げの実施 ・大規模防護柵の維持管理に係る支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止に関する普及啓発(講習会、広報紙、地域説明会等) ・自主防除対策の支援の実施 ・ニホンザル追い上げの実施 ・大規模防護柵の維持管理に係る支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止に関する普及啓発(講習会、広報紙、地域説明会等) ・自主防除対策の支援の実施 ・ニホンザル追い上げの実施 ・大規模防護柵の維持管理に係る支援の実施

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
仙 台 市	被害状況の確認、地域住民・関係機関への注意喚起、捕獲許可（イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ（緊急捕獲））
宮 城 県	指導、助言、捕獲許可（ツキノワグマ（緊急捕獲以外）、ニホンジカ）
宮 城 県 警	被害状況の確認、地域住民への注意喚起、警察官職務執行法に基づく措置（ツキノワグマ等）
仙台市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、追い払い
宮城県猟友会	対象鳥獣の捕獲、追い払い（実施隊の組織されていない区域）

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設、または焼却施設にて焼却処分する。
 また、捕獲従事者の負担軽減のため、本市と民間事業者で協定を締結し運営する減容化処理施設による減容化処理を行う。運営にあたっては、協定に基づき本市が一部費用を負担する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	放射性物質検出による出荷制限の状況を見極めながら、資源としての活用を検討する。
ペットフード	他都市の事例を参考に、利活用について検討する。
皮革	他都市の事例を参考に、利活用について検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	他都市の事例を参考に、利活用について検討する。

(2) 処理加工施設の取組

他都市の事例を参考に検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

他都市の事例を参考に検討する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	仙台市農作物有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
仙台市	事務局として会議等を開催し、構成員の情報共有・連携を図るとともに、各事業を中心となって実施
宮城県仙台農業改良普及センター	県内及び管内の状況収集と防除技術等事業協力
仙台農業協同組合	農作物被害情報の収集と農家への自主防除対策等の周知、緊急対応の指導・支援
宮城県農業共済組合	被害情報の収集と事業協力
宮城県猟友会(仙台北支部、仙台東支部、仙台南支部、仙台泉支部)	実施隊員の推薦、追い上げ、捕獲等に関する事業協力、地域のイノシシ捕獲技術向上のための支援
宮城県自然保護員	出没及び被害情報の収集と事業協力
地区鳥獣害防止対策実施組織	防護柵の設置と管理、柵設置効果の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東北農政局	鳥獣被害防止総合対策事業(補助事業)等
宮城県農山漁村なりわい課	鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画 宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金等 県内の対策等情報提供と協議・連携
宮城県自然保護課	イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ管理 計画、市内における指定管理鳥獣捕獲等事業(イノシ シ)の実施
宮城県仙台地方振興事務所	ツキノワグマ、ニホンジカの捕獲許可、その他鳥獣保 護に係る窓口、管内の対策等情報提供と協議・連携

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

(平成30年4月1日設置) ○仙台市鳥獣被害対策実施隊68名(令和7年度) ・北第一隊 9名 ・北第二隊18名 ・南第一隊10名 ・南第二隊18名 ・泉 隊 13名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・鳥獣保護区及び狩猟鳥獣(イノシシを除く)捕獲禁止区域の見直し
